

人工知能 (AI) と弁理士業務

人工知能 (AI) の進化により弁理士の業務をどのように変化させるべきか。



会員 日比 恆明

要 約

人工知能 (AI) は恐ろしい程の速度で進歩している。近い内に弁理士業務に大きな影響を与えることは間違いない。社会環境の変化のために、弁理士自身がどのような対策を立てておくべきかを考察してみた。

目次

1. 人工知能 (AI) の驚異的な進歩。
2. これから AI に代替えされるおそれのある業種。
3. ネットでの AI に対する反応。
4. AI の発達と弁理士業務の関係。
5. 人工知能による明細書作成ソフトの完成は何時か？
6. 新たな弁理士業務の創造。

1. 人工知能 (AI) の驚異的な進歩。

昨年 (2016 年) 3 月に世界を驚かせたニュースの一つに、米 Google 社が開発した囲碁ソフト「アルファ碁 (AlphaGo)」が世界トップの韓国棋士を 4 勝 1 敗で負かしたことがある。これまで、ゲームの世界にコンピューターが進出した事例は数多く知られている。チェスの分野では 1997 年に米 IBM 社が開発した「Deep Blue」がチェスの名人カスパロフと対局し、名人を負かしている。将棋の分野では、プロ棋士と将棋ソフトを対局させる電王戦が毎年開催されており、2013 年には HEROZ 社のソフト「Ponanza」がプロ棋士を破っている。囲碁は、チェス、将棋に比べて着手の選択肢の数がケタ違いに多く、難易度が高いゲームと言われていた。このため、プロの囲碁棋士を破るのはまだ 10 年はかかるのではないかと予測されていた。それが、意外にも早い時期にプロ棋士を破ってしまい、AI が脅威的な進歩をしたことが証明された。

また、「アルファ碁」がプロ棋士を負かしたニュースとほぼ同時期に、AI が小説を創作した、というニュースも流れた。日本経済新聞社は作家の星新一を記念した文学賞「星新一賞」を主催していて、理系的な小説「ショートショート」を毎年募集している。昨年 (2016 年) には 2561 編の応募作品があり、その中から一次審査を通過した作品の中には AI により創作されたもの

が 4 編あった、と発表されている。今回 AI が創作した小説は全てソフトウェアによるものではなく、一部は人の手が入っているようで、完全に AI で創作されたものとは言えないようだ。AI 小説の完成度は 60% くらいと言われているが、読んでもそれなりに楽しめる内容らしい。今まで、コンピューターは人間の感情や欲望を表現することは無理である、という先入観が覆されたことになる。こうなると、創造力や空想力が必要とされる小説、芸術、美術の分野にも AI が参入し、人間の能力以上の作品が創作されることも予想されるようになった。

このような社会環境の変化により、特許業界にも AI の進出が本格化してくることが予想される。すると、弁理士の業務にも大きな影響があり、業務内容が全く変わってくる可能性が高くなってきた。このため、AI の能力の進歩により、弁理士業務がどのように変わっていくか、或いは変わらざるを得なくなるか、を考察してみた。

なお、小生はソフトウェアの開発者でもなければ AI の研究者でもない。本稿は、これまでの体験に基づいて業界がどのように変わっていくかを推測したものである。このため、必ずしも将来の変化を正確に読み当てるものではない、ことを予めお断りしておく。

2. これから AI に代替えされるおそれのある業種。

さて、一昨年 (2015 年) 12 月 2 日、野村総合研究所は「10~20 年後に、日本の労働人口の約 49% が人工知能やロボット等により代替できる可能性が高い」という内容の研究成果を発表した。この研究は野村総合研究所と、英オックスフォード大学のマイケル A オズ

ボーン准教授およびカール・ベネディクト・フレイ博士との共同研究によるもので、国内にある職業が人工知能やロボット等で代替される確率を試算したものである。

オズボーン准教授とフレイ博士は、人工知能を含む技術と雇用の関係を研究しており、各種の定量データを投入することで人工知能やロボットで代替できる職業の確率を算出する分析アルゴリズムを開発した。この分析アルゴリズムに、労働政策研究・研修機構（厚生労働省所管の独立行政法人）が収集した職業に関する定量データを投入して計算した結果が今回の研究成果である。労働政策研究・研修機構では、日本国内にある 601 の職業についてアンケート調査を行っている。この調査では、それらの職業を構成する各種次元（職業興味、価値観、仕事環境、スキル、知識など）の定量データを収集して分析し、2012 年に「職務構造に関する研究」として公表している。野村総合研究所が発表した研究は、この詳細な定量データを、分析アルゴリズムに入力して、職業代替の確立を算出したのであった。

一昨年の野村総合研究所の発表には、人工知能やロボット等に代替可能性が高いと推測された 100 種の職業が一覧として羅列されていた。しかし、このリストの中には弁理士の職業は見当らなかった。

次いで、昨年（2016 年）1 月 12 日には、野村総合研究所はオズボーン准教授を東京に招聘し、先の研究成果を詳細に発表した。この時の発表では、「データの分析や秩序的・体系的操作が求められる職業は人工知能等で代替できる可能性が高い」と指摘している。そして、人工知能等で代替できる可能性の高い職業の一つに、「弁理士」が将来は消滅あるいは縮小していく傾向にある、と具体的に指摘している。

特許業務には作業内容がパターン化されているものが多い。例えば、特許明細書の作成業務では、過去の公開公報を参考にして機械的に作成することも可能と思われる。新規な発明といっても、公知の技術の改良や改善がほとんどであるからだ。世界で初めてとなる基本発明の明細書を作成するのであれば、過去の技術資料を参考にすることはできないが、そのような案件は極めて限られている。すると、特許明細書の作成業務が AI で代替えられる可能性は高くなる。

さらに、特許庁は昨年（2016 年）3 月に「AI を活用した特許行政事務の高度化・効率化実証的研究事業」

を発表し、この事業のため、2016 年度中に 7000 万円の予算を獲得した。そして、特許庁はこの事業の実施のため一般から研究事業者を募集し、6 月に委託事業者として NTT データ経営研究所を選定している。この実証事業では、出願された発明の分類作業、出願書類の不備の確認、先行技術の調査などが行われる。この実証の成果によっては、将来は AI により出願された発明の特許審査も行うことも計画されている模様である。

3. ネットでの AI に対する反応。

このように、弁理士業務に関する AI の研究が公表されたため、ネット上にはどのような反響があったのであろうか。昨年（2016 年）8 月 26 日、Google で関連するウェブ・ページを検索してみた。

(A) 「人工知能*弁理士」での検索。

「人工知能」と「弁理士」をキーワードとして AND 検索すると、約 25,700 件の検索結果が得られた。Google は機械検索であるため、意図しないウェブ・ページも抽出してくる。このため、抽出された件数は多いが、人工知能の進歩が弁理士業務にどのように影響を与えるか、という本質的なウェブ・ページは少ないと考えられる。

検出されたウェブ・ページの多くは個人が立ち上げたホームページ又はブログが多かった。それらに AI に関する記事が投稿された時期は、野村総合研究所が研究結果を公表した昨年（2016 年）1 月以降が目立っている。さらに、6 月以降になると、投稿量が急激に増加している。特許庁が、AI による実証事業を本格的に開始すると発表した時期とほぼ一致している。特許庁が AI を導入してきたことで、AI が弁理士業務に何らかの影響を与えてくるのではないかと、ということ認識せざるを得なくなったからであろう。

検索により抽出されたホームページやブログでは、投稿された記事の内容は大きく 2 つに分かれていた。一つは、「弁理士業務の多くは AI によって奪われてしまうのではないかと」という悲観的な意見である。他の一つは、「特許明細書の作成はある程度は機械化が進むが、特許請求の範囲の作成は抽象的であるため AI には困難である。これから 20 年や 30 年は特許明細書の完全自動作成ソフトは開発されないであろう」という楽観的な意見である。しかし、何れの記事でも、「今すぐに、弁理士業務の多くが AI により代替えられる

ことはないが、何れは代替されることもあるかもしれない」という点は共通していた。ただ、いずれも「その時期は何時になるかは不明である」と結論付けていた。

(B)「人工知能*特許明細書」での検索。

「人工知能」と「特許明細書」をキーワードとしてAND検索すると約19,000件の検索結果が得られた。

検索された記事の多くは、特許明細書をAIでどのように分析するかという研究論文や、特許明細書から技術課題を抽出する言語学的な研究発表であった。しかし、弁理士業務の強みであり、職人芸の色が強い特許明細書の作成がAIによって代替えられるという予測も目立っていた。このキーワード検索の結果には弁理士による投稿が多いのではないかと想像していたが、意外にも弁理士個人や特許事務所が立ち上げたホームページやブログは少なかった。

この検索結果で驚いたのは、「人工知能が書いた特許出願を特許庁が受理しました」という記事が投稿されたブログが見つかったことであった。AIで作成した特許出願書類を特許庁が受け付けたという内容で、特許庁が発行した願書番号通知書の画像も掲載されていた。ブログの投稿者はソフトウェア開発会社の社長のようなのである。どのような内容の発明であり、図面は添付されているかなどの特許明細書の内容についての詳細な記述はない。そもそも、特許明細書の作成を全て自動で処理したのかも不明であるが、出願の様式に合致した書類をAIで作成したものと思われ、特許明細書の完全自動作成ソフトではなさそうである。このような試験的な運用が始まった時代になった、ということが痛感された。

その他に、空欄となっている枠目に単語を嵌め込むことで特許明細書のひな型のような文書を作成できる作成支援ソフトやスマートフォンに音声を入力することで特許明細書を作成できるシステムなどが存在していることが判明した。すでに、複数の企業が特許明細書作成ソフトの開発に取り組んでいることが窺われた。

4. AIの発達と弁理士業務の関係。

AIの技術が凄まじい勢いで進歩しており、この進歩により将来は弁理士業務にどのような影響を与えるかを考察してみた。

(C) 先行技術調査。

発明の新規性・進歩性を判断するためや特許を無効とするための証拠を集めるため、特許公報、実用新案公報、技術文献などから類似する技術を見つける技術調査業務がある。膨大な量の文章を読み上げることは、コンピューターが最も得意とする能力である。コンピューターでは人力では不可能な短時間に、目的とする文献を簡単に抽出することができる。

現在、特許庁は、誰でも使用できる特許検索システムJ-Plat Patを提供している。このシステムには、キーワードや特許分類などを入力することで簡単な検索式を自動生成し、特許公報を検索することができる機能がある。だが、現状ではこの機能は自動検索とは呼び難い能力に滞まっている。キーワードの設定によっては抽出してくる件数が膨大（ノイズ）になったり、調査対象の分野がずれて調査漏れになったりすることもあり、熟練した経験がなければ精度の高い検索をすることができない。

しかし、J-Plat PatにAIが搭載されたらどのようになるであろうか。例えば、検索機能に自己学習能力や深層学習能力が加わったとすれば、操作者がJ-Plat Patと2、3度のやり取りを繰り返すだけで高度な検索式を自動的に作成することが可能となるかもしれない。このような機能があれば、特許調査に全く無知の人であっても、極めて精度の高い調査ができることになる。さらには、入力した発明が特許されるかどうか、もJ-Plat Patが判断してくれる可能性もある。もし、このサービスが実施されたならば、このシステムを利用した時点で発明者が特許出願を諦めることになり、弁理士に依頼する出願件数が減少するという悪影響もあるが。

さらに、キーワードなどの文字入力をせずとも、技術調査が可能となるかもしれない。発明のスケッチや図面、もしくは試作品の画像をコンピューターに入力するだけで、関連する特許公報や技術文献を検索することができるかもしれない。このような画像検索技術はアメリカのGoogle社が得意としている。Google社内の記憶装置に世界中の特許文献、学術論文、公知技術などの膨大な情報を蓄積させ、クラウド上で調査することも考えられる。Google社は、この検索システムを無料で公開することも予想される。しかし、民間企業が運営する検索システムでは発明の漏洩や盗用などの弊害も予想される。

AI を活用した技術調査の検索システムは、日本国特許庁、或いは WIPO などのような公的機関により運営されることが望ましい。入力した発明の内容が外部に漏洩しないのであれば、一般人は大いに利用するであろう。その反面、弁理士に技術調査を依頼する件数が減少すると推測される。

(D) 特許明細書の自動作成ソフト。

弁理士業務で、売上げと作業量に一番大きな比重を占めるのが特許明細書の作成である。前述したネット上に開設されたホームページ、ブログには、技術調査の自動検索ソフトよりも明細書自動作成ソフトについての投稿が多かった。AI の進歩により、特許明細書が自動的に作成できるソフトが開発されたなら、弁理士の収入に大きな影響を与えるからである。

ネット上には、「特許明細書の自動作成は難しい」とか「個々の発明には属性があり、機械で文章を構築することはできず、完全な自動化は無理である」といった否定的な投稿が多かった。また、「完全自動で特許明細書を作成するソフトの開発は 30 年後ではなかろうか」と、遠い将来には実現すると指摘した投稿もあった。いずれにせよ、「明細書の作成には職人的な能力が必要とされ、機械による創作には無理がある」という論調は一致していた。

ところが、今回のネットの検索結果では、自動明細書作成ソフトをすでに開発し、レンタルしている企業が存在することが分かった。その企業のホームページによれば、このシステムは自動特許調査機能と明細書半自動生成機能から成り立っているという。操作手順では、発明を記入した設計書を入力すると、それをキーワードに分解し、そのキーワードにより関連する特許公報を抽出する。抽出した特許公報から技術用語や説明文などをさらに抽出し、その発明専用のデータベースを構築する。その蓄積したデータベースから用語、文章を組み合わせることにより、半自動的に特許明細書を作成することができる、と説明している。そして、このソフトで作成した特許明細書の出来上がりは 50% 程度である、とその企業は評価している。ソフトで作成不能であった未完成部分は手作業により修正し、完全な特許明細書に仕立てるものようである。

この半自動明細書作成ソフトがどの程度の実力を持つか、第三者による評価が無いため不明である。ただ、このソフトは数年前からレンタルしており、何社かは使用しているようで、全く利用価値のないもので

はなさそうである。このソフトをさらに改良することで完全自動の明細書作成ソフトが日の目を見るかもしれない。

現状の特許明細書の作成作業では、弁理士が発明者から発明の内容を聞き取り、従来技術と比較しながらその発明の特徴を文章に仕立てていく。弁理士の聞き取り能力が低ければ、その発明を完全に表現することはできない。また、弁理士には発明者が気がついていない応用例や変形例なども引き出し、発明の内容を膨らませる能力も必要とされ、経験がものを言う職人芸である。しかし、特許明細書の様式に何らかの規制が加えられたならば、コンピューターが明細書を自動的に作成できる可能性は高くなると思われる。

まず、特許明細書に使用される技術用語の統一を図ることが考えられる。例えば、ボルト (bolt, 締め付け固定するための機械要素のこと) という単語は、ネジ、螺子、捻子、捩子、螺旋などの複数の単語でも置き代えても使われている。このため、技術用語を統一し、単一の単語のみを特許明細書に使用することを推奨するように規制したらどうなるか。例えば、J-Plat Pat のホームページに巨大な技術用語の辞書データを設置し、そのデータにある単語のみを特許明細書に使用しなければならぬと推奨したらどうなるであろうか。それぞれの単語が何を意味するのかが明白となるため特許明細書の理解が早くなると同時に、明細書作成が容易になるであろう。

また、特許明細書を構成する文章についても細かな規制をしたなら、自動作成が容易になると考えられる。現在の特許明細書の文章作成には特に規制はないため、特許公報の中には主語が無い文節とか、極めて長文の文節も見かけられる。このため、各文節は主語 + 動詞 + 目的語の構文でなければならない、とか、一つの文章の長さを一定量にしなければならない、などと規制したなら、コンピューターは機械的に作成し易くなるはずである。

Google 社などの IT 企業は AI の開発に力を入れており、発明の案文を入力するだけで自動的に特許明細書を作成するソフトを完成するのでは、と考えられる。Google 社は、自社で開発した特許明細書自動作成ソフトをクラウド上で公開し、誰でも無料で使用できるように貸し出すことも予想される。

当然のことであるが、Google 社がソフトを無料で使用させる代償として、未公開の発明の内容を特許出

願するより早く入手し、何かに利用するかもしれない。すると、大企業や研究所などでは、Google社の無料ソフトを利用することはないであろう。しかし、発明が関係する商品のマーケットが小さく、例えばGoogle社に当該発明の内容を特許出願よりも前に察知されたとしても、そのマーケットには参入する虞が無いような発明であれば、無料ソフトを使用する人達も現れるかもしれない。中小企業主や個人発明家などは、無料であることで割り切って小さな発明をGoogle社が提供する特許自動作成ソフトを利用するかもしれない。すると、これらの人達は弁理士に特許出願を依頼しなくなるため、出願代理件数は減少することになる。

(E) 外国出願のための自動翻訳ソフト。

日本語の特許明細書を外国語に翻訳するソフトはかなり近い内に完成すると考えられる。特許明細書は詩や小説のように感情を表現したものではなく、技術を説明した文章のためコンピューターが翻訳するには適しているからである。現在でもすでに特許明細書の翻訳ソフトは複数種類が提供され、翻訳業務の現場で活用されている。現状での翻訳ソフトでは不備があるため翻訳者の補助に使われている程度であるが、殆ど手直しが不要な完全自動翻訳ソフトは近いうちに出現するであろう。前述したように、特許明細書の文章の作成に単語、構文、表現方法などに規制がかかり、均質な特許明細書が出願されるようになれば更に機械翻訳の精度は向上するはずである。

現在、ネット上には、短文を無料で翻訳してくれるサービスのホームページが多数開設されている。これらのサービスと同じように、クラウド上で特許明細書の自動翻訳ソフトが提供されることも予想される。翻訳サービスが開設されたホームページに日本語の特許明細書を入力すると、完全自動で外国語に翻訳してくれるかもしれない。前述したように、未公開の発明を日本語の特許明細書に作成するサービスがクラウド上で行われたならば発明者は剽窃や出願前の公表などの不利益を被るかもしれない。しかし、翻訳では、国内の特許出願が完了して先願権が確保されているため、自動翻訳ソフトを利用することでその発明内容が漏洩しても出願人にとって大きな不利益は生じ無い（特許公開される1年6ヵ月前に、発明の内容が第三者に知られてしまうリスクは残っているが）。さらに進化した自動翻訳のサービスになると、外国出願する国

を指定するだけで翻訳した外国語明細書がそのまま指定国の特許庁に転送するか、外国の特許事務所に転送することまで処理してくれることも考えられる。

このような特許明細書の自動翻訳と外国出願の手続までの一貫したサービスが無料、若しくは極めて安価に提供されるようになれば、弁理士に依頼する翻訳業務は減少すると予想される。

(F) 特許公開公報からの未来技術の予測ソフト。

特許出願された発明は一定期間後に公開されるが、全世界で公開される発明は年間二百数十万件の膨大な情報となる。いわゆるビッグデータの一種であり、このようなビッグデータの分析はAIの得意とするところである。AIによって公開された発明を分析し、将来どのような技術が出現するか、どのような製品が製造されるであろうか、という未来予測をすることが可能となる。特許データだけでなく、マーケットリサーチの調査結果や貿易統計などの他のビッグデータと組み合わせることでさらに高度な技術予測も可能となる。

すると、技術の予測ソフトにより、各企業が開発中の技術や新商品がどのようなものであるかも推測されることになる。特許出願することで、競合他社に数年先の事業計画まで読み取られてしまうのであれば、各企業は特許出願そのものを抑えることになる。特に、化学系の発明では、社内にノウハウとして秘匿しておき、外部に公表することを抑制することになる。未来技術予測ソフトが発達したとすれば、化学メーカーや医薬品メーカーからの特許出願は減少し、その波及で弁理士に依頼する出願件数は少なくなりかねない。

5. 人工知能による特許明細書作成ソフトの完成は何時か？

AIにより弁理士業務が代替される可能性について説明してきたが、これらのソフトは何時ごろに完成するのであろうか。ネットでの検索結果によれば、先行技術調査ソフトと自動明細書翻訳ソフトは数年以内に完成するのではないかと、という意見が多かった。現在でも多くのソフトが見かけられるので、それ程遠くない時期に極めて完成度の高いソフトが完成するのではないかと推測したのであろう。

問題となるのは特許明細書の完全自動作成ソフトの完成である。ネットで検索した結果では、「発明の詳細な説明については自動化の可能性が高いが、特許請

求の範囲の作成は AI では無理ではないか」という意見が多かった。これらの意見はもっともなところがあり、私も 20 年後でなければ特許明細書の完全自動作成ソフトは完成しないのではないかと同調できる。

しかし、完全な特許明細書自動作成ソフトの完成は難しくとも、AI の能力が年々向上することで実用化の領域に近づいていくと思われ、完成度が 90% 程度の特許明細書自動作成ソフトは 10 年以内に出現するのではないかと想定される。

完成度は低くとも、AI の能力だけで特許明細書の骨子を作成できるソフトが出現したら、弁理士による特許明細書を作成する効率は極めて高くなる。例えば、1 件の特許明細書を作成するために 1 人の弁理士が 1 週間かかっていたが、特許明細書自動作成ソフトを利用することで完成度が 90% の特許明細書を 1 週間に 5 件作成できたと仮定する。弁理士は、自動作成ソフトが作り上げた半完成の特許明細書を読み、不備な表現を修正する業務だけに集中することができる。特許明細書をゼロから作り上げるよりも、90% 程度は組み上がった特許明細書を修正するだけの作業では、弁理士への作業の負担は遙に軽くなる。単純に 5 倍の速度で特許明細書の作成が可能となれば、弁理士の 80% は不要となる。

AI の進歩により弁理士業務が減少するのは脅威であり、業界ではそうならないことを願っている。しかし、社会構造の変化が職業に影響を与えることは避け難いものである。過去には、技術進歩により衰退した職業がある。例えば、和文タイプがワープロに置き代わった事例がある。その昔は特許出願の書類作成には和文タイプが用いられていた。和文タイプとは、活字を一つ一つ用紙に打ち込むことで印字するもので、極めてアナログな業務であった。主に女性の職業であり、和文タイプの技術を習得すれば女性が一生食べていくことができと言われていた。しかし、1978 年に東芝がワープロを販売すると他社も追従してワープロを発売し、安価になったワープロは特許事務所に一気に普及した。2、3 年もすると和文タイプを職業としていた女性は全て職を失った。ワープロと AI とを同等に比較するのは無理な話であるが、AI が進化・進歩していくと弁理士は和文タイプのような大きな影響があることは確かである。

6. 新たな弁理士業務の創造。

このような考察から、AI が進歩すると弁理士業務に大きな影響があり、特許出願や先行技術調査の依頼件数が減少すると予想される。しかし、それほど弁理士の将来を悲観することはなさそうである。進歩した AI の技術を活用し、知的財産権の活用や運用などの業務を新たに創造すれば、弁理士の仕事量はむしろ増えるかもしれない。

冒頭で説明したように、野村総合研究所が発表した研究成果では「データの分析や秩序的・体系的操作が求められる職業は AI で代替される可能性が高い」と発表し、その職業の一つに弁理士を挙げている。その反面、「抽象的な概念を整理・創出するための知識が要求される職業は、将来も AI での代替は難しい」とも解説している。代替が難しい職業とは、具体的には「エコノミスト、コンサルタント、デザイナー、プロデューサー」などの、他者を理解して説得するような業種である。すると、弁理士の能力に創造力や対人交渉能力などを加味して業務の幅を広げたならば、弁理士の業務は AI で代替され難くなる、と解釈することができる。

小生は、AI により浸食され難い弁理士業務として、特許出願代理の前と後にそれぞれ新しい業務を付加することを提案したい。この新しい業務とは、従来からある「出願代理の業務」に「出願前の業務」と「出願後の業務」を配置し、三者を分離せずに一体の仕事として弁理士が引き受けることである。

「出願前の業務」とは「発明の開拓」の意味であり、AI による技術予測や弁理士独自のマーケットリサーチにより新商品を企画することである。顧客の持つ技術力や製造能力に適したアイデアのタネを提供し、設計から試作品作りまでを支援することになる。タネ作りから新商品の完成までには時間がかかるが、顧客とは長期に渡りコンサルタントでき、開発された発明はそのまま「出願代理の業務」に承継することができる。また、「出願後の業務」とは、特許出願した後の新商品の量産、販売を支援することであり、輸出までコンサルタントすることができる。

要するに、出願代理の業務も含め、開発から販売までの一連の作業を弁理士が支援するということである。大企業であれば、このような業務は社内にある企画部、設計部、製造部、販売部がそれぞれ受け持っている。しかし、人材の少ない中小企業ではこのような

一連の業務を社内で処理するのは難しい。ここに弁理士が生き残ることができる領域があるのではないかと信じている。

現在の社会の変化は急激であり、弁理士業界にも環境の変化が波及してきている。従来のように、出願の依頼を受け持つだけでは弁理士は生き残れない。このような出願代理業務の前後で顧客を支援する作業を面

倒と思うか、それともこれからの弁理士業務には必要不可欠な努力であるか、という判断は各自にお任せする。しかし、10年後には弁理士を取り巻く環境は確実に変わってくる。10年後のために、今から何らかの準備をする必要があるのではなかろうか。

(原稿受領 2016. 9. 5)

JPAA
Information

ヒット商品は こうして 生まれました!

平成28年
改訂版

ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれました!」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。